

議案第 6 1 号

宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市個人情報保護条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第31条中「、総務大臣」を「、内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第65条第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条（第2号を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定（同法第50条の規定に限る。）の施行の日
- (2) 第65条の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定（同法附則第46条の規定に限る。）の施行の日

(提案理由)

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。